

## 令和2年第6回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和2年6月19日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま庁舎2階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元	勝志	2番	坂元	兼一
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
5番	深水	美佐子			
7番	赤崎	敬一郎	8番	吉留	義晃
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（20名）

	12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭
14番	山崎	博文	15番	久保	菌正	昭
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一	
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	
23番	下屋敷	正	24番	野元	秀一	
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	
29番	竹之内	重則				
				31番	松尾	秀樹
				34番	坂元	智一

職員（6名）

事務局長	寺脇	伸治
局長補佐兼農地係長	松山	明浩
農地係主幹	山下	順子
農地係主査	下大迫	誠
農政課農業振興係主幹	竹内	くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員（1名）

南原 奈美子

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (4件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について (9件)
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (3件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (4件)
- (5) 議案第5号 非農地証明について (1件)
- (6) その他

6 その他

事務局長 　ただ今から令和2年第6回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。  
出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しております  
ので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席を  
いただいています。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。  
8番 吉留義晃委員、9番 栗牧伸一委員をお願いいたします。

　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　（なしの声あり）

　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま  
す。なお、本日、出席されていま農業委員に関わる案件がございますので、  
1ページ6—2番、3番から審議いたします。■■■■委員の退室をお願  
いします。

　事務局より説明をお願いします。

事務局  
（■■■■） 　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結  
果並びに補足説明をお願いします。

18番委員 　6—2番、3番について説明いたします。渡人の■■■■さん、■■■■  
■■■■さんは、■■■■さんの奥さんのお兄さんになります。受人の■■■■  
さんは、■■■■さんの息子さんになります。申請の水田は、以前より、■■■■  
さんが、耕作され管理していました。今回、贈与の話がまとまりまして、  
申請に至りました。現地は、境界もはっきりしています。よろしくお願  
いします。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はない  
でしょうか。

　（なしの声あり）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6—2番, 3番は, 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので, 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6—2番, 3番, 許可することに決定いたします。

委員の入室をお願いいたします。

議長 次に, 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6—1番, 6—4番について議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
(1ページ6—1番, 4番について説明。)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして, 担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

29番委員 6—1番について説明いたします。渡人の■■■さんと, 受人の■■■さんは, 長年の付き合いがあられる関係です。申請の水田は, 他の方が耕作されていましたが, 今回, 耕作を中止されたので, この機会に■■■さんと■■■さんが贈与ということで話がまとまりました。申請地は, これまで管理がしっかりしていて, 境界等もはっきりしているので問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 6—4番をお願いします。

26番委員 6—4番について説明いたします。申請の土地は, 分筆により宅地と農地に分かれました。農地を■■■さんが売買として購入されました。進入路, 境界等, 問題がなく, 現地は, しっかりしているということです。報告いたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして, ご意見, ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6—1番, 6—4番は, 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、6-1番、6-4番は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番について、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局



議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明  
(2ページ6-1番について説明)(関連部分の議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

21番委員

6-1番について説明いたします。申請の田は、14ページの図にあるように、久富木川の側にあります。対象の水田への用水路は、一段高く、水が取り入れができない状況にあります。これまで、あっせん申込みも数回あった土地ですが、長年耕作されていない土地です。今回、太陽光設置用地に話がまとまりました。境界は、はっきりしており、雨水は川に流すということで問題はないとのことでした。審議の方を宜しくお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局



農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番について農振除外を条件として許可することに賛成の方と、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書(農振除外)」の1についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請(農振除外)」の1についても承認することを決定いたします。

議長	次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—2番、3番についてを議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 〔 〕 議長	議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明  ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
14番委員	6—2番、3番について、申請地は、佐志区仮屋原集落の今村商店さんの裏の通りになります。3筆の土地については、段差がありますが、盛土をして整地をされるそうです。申請地は、境界もはっきりしており、問題はありません。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
事務局 〔 〕 議長	資料に基づき説明。  ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7番委員	対象用地と隣接は、水田ですが、対象用地には、盛土をされますか。
14番委員	盛土をされますが、高さまでは確認していません。
議長	事務局の補足説明はありませんか。
事務局 〔 〕 議長	被害防止計画では盛土をすると記載があります。  今の説明で良いですか。
7番委員	良いです。
議長	他にありませんか
4番委員	以前から聞きたいと思っていましたが、農地転用申請に対する意見書案について、県のネットワーク委員会の意見聴取をするとありますが、県の常設委員会の意見を聞くだけで、同委員会が参否をするわけではないのですか。
議長	はい事務局、回答をお願いします。
事務局 〔 〕	県の委員会では、さつま町からの意見聴取案件には、許可してもよいとして異議のない案件でしたが、他の市町村の案件には、差し戻しの意見が出された案件もありました。
議長	よろしいですか。

4 番委員

良いです

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—2番、3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の6—2番、3番については、許可することに決定いたしました。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—4番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

17番委員

6—4番について説明申し上げます。

地目は、田です。現地の使用状況は、春は、筍集荷、水稻時期は、稲の育苗に活用されています。今後については、許可期間終了後に使用目的に応じた対応を地主と協議して行きます。境界、進入路、雨水の排水につきましても、何ら、問題はございませんでした。審議の方を宜しく申し上げます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—4番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

( )

議長

議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

34番委員

6—5番について説明いたします。場所は、永野地区の入り口となる、下別府地区になります。地図をご覧ください、一筆となっておりますが、現地は、3枚の田であります。用途は、太陽光です。西側は、山があり日照が少ない気もしました。水路はしっかりしていて、雨水も水路を流れるため、隣接の農地には、影響はないと思われます。

審議方、よろしく申し上げます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

( )

議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—5番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—6番についてと、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
( )

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

26番委員

6-6番について説明します。先ほどの3条申請の6-4番と関連しており、宅地面積499㎡のうち、131.2㎡に住宅建設予定で、境界は、はつきりしており、現況のまま表土を入れ替えて、生活用水は、合併浄化槽で、道路排水路に流す計画です。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
( )

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。

（意見・質問あり）…事務局の回答

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-6番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方と、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書（農振除外）」の2についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-6番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」の2についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-7番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
( )

資料に基づき説明。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を



お願いします。

1 2 番委員

6—7番について説明します。申請地は、虎居の伝統工芸センターの駐車場と道路を挟んだ畑です。東側に国道328号線が通っています。現地の境界は、地籍調査の成果によって復元してありました。また、国道に付随した、歩道は、通学路にも使用されています。よって、周囲にフェンスを設置することや梅雨期、台風時期の洪水時期には、雨水対策にも留意することや、工事施工にあたりましては、周辺住民に説明することとともに、当該、公民会長へのにも設置の連絡をしていただくよう強く要望いたしました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明。

( )

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(意見・質問あり)・・・事務局の回答

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—7番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—8番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明。

( )

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

2 5 番委員


6—8番について説明します。場所は、鶴田郵便局の裏になるところです。湯田原地区は、太陽光の建設が多い所です。今回のところの横も、以前、5条申請で太陽光が建設されていました。雨水対策は、自然流下と地下浸透です。傾斜はなく、平坦で崩れることのない土地で、境界もはっきりしていますので、問題はないと思われま。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局  
()  
議長

資料に基づき説明。

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(意見・質問あり)・・・事務局の回答

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6―8番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。


(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6―8番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6―9番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
()  
議長

資料に基づき説明。

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。


31番委員

6―9番について説明します。現地は、薩摩農村環境改善センターのゲートボール場の隣になるところです。町道に隣接した、畑で、図面の点線内の一部を分筆して太陽光として利用するものです。進入路、境界ははっきりしていて、雨水等は、町道の排水溝に流す計画で、何ら問題は、無いと思われました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
()  
議長

資料に基づき説明。

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(意見・質問あり)・・・事務局の回答

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6―9番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6—9番については、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号の「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の3番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」説明

(          )

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

15番委員

場所については、22ページに記載してありますが、旧宮之城線の佐志駅から宮之城市街地へ150メートル行った右側の中棚地区の団地と、23ページの同、旧宮之城線の日特工場近くで、穴川との間にある西ノ前地区の団地です。農業振興地域内農用地利用計画変更申請の編入地については、大部分が集落営農の法人夢希耕あながわが耕作しています。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

8番委員

この2カ所は、広いようですが、基盤整備事業実施地区ではないのですか。

議長

15番推進委員をお願いします。

15番委員

はい。15番。中棚地区は、かつて基盤整備事業をしたところで、西ノ前地区は、基盤整備はしてありません

議長

8番委員、よろしいです。

8番委員

よろしいです。

議長

他にございませんか。

(意見・質問なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3の「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号の追加、「農業振興地域内農用地利用計画変更申請について」の3番については、承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(山下) 議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(下大迫) 議案第5号「非農地証明願いについて」説明

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から、現地調査の結果をお願いします。

31番委員 6-1番の申請地は、ページの図面にありますが、国道267号線を求名市街地から、鶴田区に入る境界近くで、前川の北側になります。現地は、杉を植えてありまして、近くには、人家もなく、境界、や進入路ははっきりしていますが、農地への復帰は困難な状態です。非農地として現地は、確認しました。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願いについて」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願いについて」、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第7号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案

はありませんか。

議長

7号議案のその他で、皆さんからは他に、ありませんか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。  
次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局

(事務局より連絡事項あり)

- ・ 農業委員及び農地利用適正化推進委員の選考委員会開催について
- ・ 改選による、引継ぎについて
- ・ 非農地証明の配布依頼について(宮之城地区)
- ・ 7月の書類審査は、さつま庁舎で、総会の会場は別館で開催

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年第6回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼  
お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員

\_\_\_\_\_